

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和5年7月6日（諮問第126号）

答申日：令和7年1月31日（答申第113号）

事件名：「多目的屋内施設又は豊橋公園に関する会議の記録や市長の出張記録等」
に関する文書の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「多目的屋内施設又は豊橋公園に関する会議の記録や市長の出張記録等」に関する文書の一部公開決定については、別紙3記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

第2 事案の概要

1 審査請求人による公文書公開請求について

- (1) 審査請求人は、令和4年8月12日付け公文書公開請求書で、公文書の公開請求を行った。公文書公開請求書の「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄には、別紙1のとおり記載されている。
- (2) 処分庁は、期間の延長を行った上で、令和4年10月21日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。公文書一部公開決定通知書の「公文書の件名」欄には、別紙1のとおり記載されている。
- (3) 処分庁は、別紙2-1記載の文書を対象文書とし、別紙2-2記載の部分を非公開として、審査請求人に対象文書を公開した。公文書一部公開決定通

知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に該当（個人の情報及び法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。また、今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）」と記載されている。

- (4) 審査請求人は、令和5年1月25日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和5年1月25日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和5年5月19日付けで提出した反論書の内容並びに令和6年8月5日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和4年10月21日付け4豊多整第69号で公文書一部公開決定を行った。しかし、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に該当しない上、対象文書の特定に誤りがあるため、原処分は取り消されるべきである。

2 審査請求の理由

- (1) 市長及び副市長の出張の全て並びに職員の出張の一部について、復命書が存在しなかったり、相手方とやり取りした文書が存在しなかったりするため、他に対象文書が存在しないか、審査を求める。
- (2) 出張先の場所や訪問先が非公開とされている部分がある。もし、訪問先が団体なのであれば、団体名や所在地等の情報は、通常公表されている。した

がって、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するとは考えられない。

- (3) 「多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査」や「多目的屋内施設関連市場調査」は、豊橋市が公金で委託した調査であるから、当該業務に関して取得した情報は、豊橋市に帰属する市民の知的財産である。そのため、個人情報を除き、全て公開すべきである。また、対象文書の非公開部分には、各委託業務の調査報告書で既に公になっている部分が含まれると強く推認される。そのため、公開されない理由はない。
- (4) 「プレサマーレビュー」や「サマーレビュー」は、予算作成に関する文書であり、令和4年度予算に反映され、既に公になっていると考えられる。それにも関わらず、一律に非公開とされており、非公開部分を精査した跡が見受けられない。
- (5) 豊橋公園の名称変更は、公共性が非常に高い手続であるのに、多くの部分が非公開とされたことは、市民の知る権利を著しく阻害する。また、名称変更検討委員会の委員の名称が非公開とされているが、公開とみなすことができる会議であったから、非公開は妥当ではない。

第4 処分庁の説明の要旨

1 非公開理由該当性及び対象文書の特定について

- (1) 復命の方法について特段の規定はないから、副市長の出張については、口頭で復命しており、相手方とのやり取りした文書も存在しない。また、職員の出張については、いずれも短時間での面会や訪問であったことから、口頭により復命しており、相手方とやり取りした文書も存在しない。そのため、対象文書以外には、本件で公開対象とすべき公文書は存在しない。
- (2) 出張先の場所や訪問先を非公開とした出張は、アリーナ整備の傾向や市場の動向について情報を得るために、民間事業者を訪問したものである。出張先の場所や訪問先が公開されると、当該民間事業者が特定されることとなる。

その結果、第三者が当該民間事業者に接触し、当該民間事業者が対応に迫られ、法人の正当な利益を害するおそれがある。そのため、条例第6条第1項第2号に該当する。

また、情報が公にされることで、民間事業者が今後の情報交換に消極的になり、情報が得られなくなることで、市の適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、同項第7号に該当する。

(3) 対象文書に、報告書等で公表済の情報が含まれていたとしても、議事録には、検討段階の情報として記載されている。検討過程が公開され、事業者が誤った認識を抱くことで、事業に参画する機会が失われ、公正な競争が阻害される等、市の事業の適正な遂行に支障を生じるおそれがある。そのため、同項第7号に該当する。

(4) 「プレサマーレビュー」、「サマーレビュー」及び「調整会議」は、市の政策を推進する上で、特に政策判断を必要とする事業について課題を整理し、優先順位や手法等について議論するとともに、実現可能性が見通せない不確定な事項を、相互に関連させつつ、一体的かつ総合的に議論する場である。そのため、次年度予算だけではなく、将来の予算において実現される事項も議題に含まれるから、未成熟な意見等が公にされると、意思決定に対する誤解を招き、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に害されるおそれがある。また、情報が公になると、不確定な要素や、将来の想定を含む議論を行うことを参加者が躊躇する等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、同項第6号及び第7号に該当する。

(5) 豊橋公園の名称変更に関する事項については、市民の関心が高い事項であることから、公にされると、意思決定に関与する者に対して、外部から不当な圧力がかけられたり、干渉がなされたりすることにより、率直な意見交換が困難になったり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、不確定な情報が公開されると、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそ

れがある。そのため、同項第6号に該当する。

本委員会は傍聴が許可されることで、初めて傍聴が可能となるが、対象文書の内容となった委員会では、傍聴は許可されていない。そして、名称変更の選定が終了していない段階で、委員の氏名が公になると、外部から不当な圧力や干渉等を受けることで、意思決定が歪められるおそれがある。そのため、同号に該当する。

2 結論

以上のとおり、対象文書の特定に誤りはなく、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。

したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月6日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和6年8月5日 審議
- ④ 同日 口頭意見陳述の実施
- ⑤ 令和6年12月6日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 条例第6条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3

項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

(2) 条例第6条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、これらの事業に係る情報のうち、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。そして、同号が規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるから、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質及び保護の必要性並びに法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を総合的に考慮する必要がある、正当な利益を害する具体的蓋然性が認められる場合に、「害するおそれ」があるということができると解される。

(3) 条例第6条第1項第6号は、市の機関並びに国、他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報が記録されている場合は、非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「おそれ」は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないと解される。そのため、「不当に損なわれるおそれ」とは、中間的な議論や未成熟な意見等が公開されることで、外部の不当な圧力や干渉等を受けることにより意思決定が歪められたり、誤解や筋違いの批判等を招いて自由率直な意見交換が妨げられたりするおそれがある等、公開することによる利益を考

慮しても、なお公開による支障が重大であり、非公開とすることが合理的と認められる場合をいうと解される。

- (4) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

2 条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号の該当性について

(1) 対象文書①について

ア 対象文書中、職員個人の金融機関口座に関する金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の記載は、個人に関する情報であって、その記述等により特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 職員の出張につき、場所や訪問先が、非公開とされている。処分庁によれば、アリーナ整備の傾向や市場の動向について情報を得るために、民間事業者を訪問したとのことである。アリーナ建設に係る計画や事業は、市民が高い関心を有する事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在するものと考えられる。場所や訪問先が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、訪問先である民間事業者に接触したり、今後情報交換を行おうとする際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られな

かったりするおそれがあるため、条例第6条第1項第2号及び第7号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(2) 対象文書②について

ア 対象文書中、委託先事業者及び建設コンサルタントの従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

イ 豊橋市は、令和2年度に、豊橋市に求められる施設の基本コンセプト、施設規模、機能を決定するための基本的な事項を把握、整理、分析する業務である「多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査委託業務」を実施した。しかし、同年度に市長が交代し、建築場所や建築手法を白紙として、ゼロベースで検討すると表明したため、豊橋市は、令和3年度に、アリーナの市場性、事業化可能性、建設候補地を整理する「多目的屋内施設関連市場調査委託業務」を実施した。

対象文書は、「基礎調査委託業務」における打合せ議事録であり、議題部分に記載されている市側の発言並びに委託先事業者及び建設コンサルタント側の発言が非公開とされている。市側の発言は、発言全体のうち一部が非公開とされて、委託先事業者及び建設コンサルタントの発言は、ほぼ全てが非公開とされている。

非公開部分には、特定のテーマに関する委託先事業者の提案や質問への回答が記載されている。非公開部分の前後が公開されていることや、記載分量から、回答の内容が概ね推測できる箇所が複数ある。そして、当審査会が、非公開部分を実際に見分しても、一般的な内容や、会議当時の見込みであることがほとんどである。そのため、条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に該当する情報が記載されているとは、考えられない。したがって、これらの部分は、公開するのが妥当である。

(3) 対象文書③について

ア 対象文書は、多目的屋内施設検討会議の議事録である。議事録は、発言者と発言内容が結びついた記載になっており、多目的屋内施設についての課題や方針が議題とされているから、公開されると、今後、同種の会議において、率直な意見交換が困難となり、市の適正な事務事業の遂行に支障が生じるおそれがある。

イ したがって、条例第6条第1項第7号に該当するため、原処分において非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(4) 対象文書④について

ア 対象文書は、政策会議の議事録である。議事録では、発言者と発言内容が結びついた記載になっている。そして、多目的屋内施設関連市場調査の中間報告や今後のスケジュールに関する議題であることから、今後同種の会議において、率直な意見交換が困難となるおそれがあり、市の適正な事務事業の遂行に支障が生じるおそれがある。

イ したがって、条例第6条第1項第7号に該当するため、原処分において非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(5) 対象文書⑤について

ア 対象文書は、多目的屋内施設検討スケジュールの案である。スケジュール案については、本審査会答申第105号で、既に判断を行っている。同答申では、原処分時において、実施済みの計画であり、実施済みであるとの情報に一般人が接触可能なものや、原処分後、答申時までには実施済みの計画であり、実施済みであるとの情報に一般人が接触可能なものは公開すべきであり、答申時以前の計画に関する記載のうち、答申時には未実施の計画、実施予定であったが実施しないこととされた計画、予定されていた時期とは異なる時期に実施された計画等については、個別に非公開理由に該当するかを判断し、非公開とすべきか検討すべきであると判断している。その

ため、対象文書についても同様の基準で判断を行うのが相当であるから、対象文書に記載されたスケジュールが、実施済みであるか否かや、個別に非公開理由に該当するか否かが、問題となる。

イ 対象文書中、非公開とされている部分に記載されている事項は、答申時においては、ほとんどが実施済の事項である等非公開理由に該当しない事項である。そのため、条例第6条第1項第7号には該当しない。したがって、公開するのが妥当である。

ただし、個人の氏名が記載されている部分は、条例第6条第1項第1号に該当するから、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(6) 対象文書⑥について

ア 対象文書は、P F I 導入対象事業検討調書である。その一部には、市が文書作成当時に想定していた施設の配置図が記載されている。豊橋公園東側エリア整備・運営事業では、公園施設の配置も入札予定事業者の提案対象となっている。そのため、当該部分が公開されると、記載されている配置を市が望ましいと考えているとの誤解や憶測が生じ、公平公正な入札業務の遂行の妨げになるおそれがあり、市の適正な事業の遂行に支障を生じのおそれがある。

また、調書の一部には、P F I 手法を採用した場合の積算根拠となる金額並びにV F M積算に関する項目及び項目に係る数値が記載されている。V F Mは公表されているが、積算根拠となる金額並びにV F M積算に関する項目及び項目に係る数値は、公開されていない。これらの情報は、予定価格の算出に必要な精度に合わせた内容で記載されており、公にされると、事前公表されていない予定価格が類推され、公平な入札業務が実施できなくなるおそれがある。

そして、その導入検討段階での計算が公になると、面積や単価から割り返すことにより、V F Mの積算根拠が類推され、特定の事業者に不当に利

益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、併せて、適正な入札価格や提案内容を踏まえた契約が困難となり、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある。

イ したがって、別紙3で摘示する部分は、条例第6条第1項第7号に該当するため、原処分において非公開とした処分庁の判断は、妥当であるが、それ以外の部分は、公開すべきである。

(7) 対象文書⑦について

ア 対象文書は、多目的屋内施設検討会議の議事録である。議事録は、発言者と発言内容が結びついた記載になっており、多目的屋内施設についての課題や方針が議題とされているから、公開されると、今後、同種の会議において、率直な意見交換が困難となり、市の適正な事務事業の遂行に支障が生じるおそれがある。

イ したがって、条例第6条第1項第7号に該当するため、原処分において非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(8) 対象文書⑧⑨について

ア サマーレビューは、予算編成前に政策の方向性や主要事業の課題について検討を行うために開催する会議であり、プレサマーレビューは、サマーレビューに先立ち、議題の説明や意見交換を行う会議である。

対象文書は、サマーレビューやプレサマーレビューを行った際に、担当部署の職員が、市長や副市長に行った説明の要旨や、意見交換の要旨を記載した議事録である。

イ 処分庁の弁明によれば、プレサマーレビュー、サマーレビュー、調整会議では、実現可能性が見通せない、不確定な事項が議論の対象となり、それぞれの事項を相互に関連させつつ、一体的、総合的に議論するから、次年度予算だけではなく、将来の予算において実現される事項も議論することである。実際、多目的屋内施設に関する事項だけでなく、図書館や

文化会館等、様々な事業について話し合われており、議題の範囲は幅広く、中長期的な視野に立った発言がなされている。そのため、当該部分が公開され、不確定な議論や意見が公となると、意思決定に対する誤解が生じることをおそれる出席者が、率直な意見交換を躊躇し、忌憚のない意見を得ることができなくなることで、市の適正な事業に支障を生じるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれたりするおそれがあるため、条例第6条第1項第6号又は第7号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(9) 対象文書⑩⑪について

ア 調整会議の議題は、豊橋公園の名称変更に関するものであって、市民が高い関心を有する事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在するものである上、事業の方向性が明確であるとはいえない不確定な状況である。

イ そのため、発言内容、決定方法、手法、時期、スケジュール、委員の意見等の具体的な内容が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、委員等の関係者に接触したり、接触をおそれた関係者が回答を躊躇したりする等して、率直な意見交換が妨げられたり、意思決定の中立性が不当に損なわれたりするおそれがあるから、条例第6条第1項第6号又は第7号に該当する。したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

ウ 委員の氏名についても、検討委員会は非公開とすることが決定されており、傍聴者はいない会議であったことから、上記のおそれがある。そのため、条例第6条第1項第6号又は第7号に該当するから、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

エ 「豊橋公園の新しい名称を募集します！」と題する文書に記載された「名称例」が非公開とされている。この文書は、広く一般に公開された文書であることが明らかであるし、名称例も、あくまで一例であることも明らか

であるから、公開したとしても、上記のおそれはない。したがって、非公開理由のいずれにも該当しないから、当該部分は、公開すべきである。

(10) 対象文書⑫について

ア 対象文書は、国交省住宅局との打合せ記録及び打合せに係る資料である。国交省職員との打ち合わせは、豊橋公園の用途制限緩和について協議するために行われたものである。協議においては、市が豊橋公園の用途制限緩和のために検討している手法、検討の経緯、それぞれの手法についての検討課題等について、率直な意見が記載されている。また、国交省側の質疑や提案等についての、率直な意見も記載されている。国交省職員は、豊橋市に限らず、今後も他の行政機関や地方公共団体等と協議を行い、法令の適用や、事業の進め方について、意見を述べたり、助言を行ったりすることがある。その内容は対象となる事業によって異なるが、本件のように、採用しうる手法が複数あり、どの手法を採用するか未定の状態で述べた意見や助言が事後に公表されるとなると、国交省が未定の手法について後押ししたような誤解を招き、そのような誤解に基づく批判をおそれ、率直な意見の交換が損なわれるおそれがある。そして、市は、国交省との間で率直な意見の交換を行うことができなくなる結果、有用な意見や助言を取得することが困難となり、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれがある。したがって、〈今回の趣旨〉、〈協議結果〉及び〈主な意見〉は、条例第6条第1項第6号又は第7号に該当することから、非公開とした処分庁の判断は妥当である。

イ 一方で、「内容」欄の一部及び打合せに係る資料には、検討された手法について記載されている。これらの部分が公開されることで、市が豊橋公園の用途制限緩和について検討していた手法が明らかになる。どの手法が採用されるか未定の時期であれば、当該部分は、未確定で変遷する可能性がある事項についての記載である上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て公

表されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第1項第7号に該当することから、非公開とした処分庁の判断は妥当である。

しかし、令和5年12月に、豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例が成立したため、市がどの手法を採用するかは、既に決定、公表されている。そのため、市が以前にどのような手法をとるか検討していたかが明らかになったとしても、協議の具体的な内容が非公開とされていれば、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないし、検討していた手法も法令上採用しうる手法の範囲内で検討されていたのであるから、手法が明らかになることで、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるともいえない。

よって、「内容」欄の一部及び打合せに係る資料を非公開とした処分庁の原処分時の判断は妥当であったといえるが、答申時点においては、これらのおそれが生じる情報が含まれているとはいえないため、条例第6条第1項第6号又は第7号に該当しないから、当該部分は公開すべきである。

ウ したがって、別紙3で摘示する部分は、条例第6条第1項第7号に該当するため、原処分において非公開とした処分庁の判断は、妥当であるが、それ以外の部分は、公開すべきである。

(11) 対象文書⑬について

ア 対象文書中、打合せ相手の従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものにあたるため、条例第6条第1項

第1号に該当する。

イ したがって、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

3 対象文書の特定について

- (1) 審査請求人は、口頭意見陳述において、公文書公開請求で公開された会議資料は、会議後に完成したものであるから、時期が矛盾する旨の主張、実施機関の職員が議会において虚偽答弁を行った旨の主張、公開された文書が住民監査請求において監査委員に提出された文書とは異なるものであった旨の主張、会議資料の公開請求を行ったところ、ある会議では次第が公開されたのに他の会議では公開されなかったり、ある会議では議事録が対象文書に含まれているのに他の会議では含まれなかったりした等の様々な旨の主張を行っている。
- (2) これらの審査請求人の主張と、審査請求の趣旨との関係は明確ではないが、審査請求人は、処分で示されていない公文書の有無について審査を求めており、第3の2(1)のとおり主張しているため、市が不適正な事務処理を行っていたり、審査請求人が虚偽であると考える公文書を対象文書として公開したりしていたことから、対象文書以外に公開されていない公文書が存在する旨を主張していると解される。
- (3) 条例において、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと定義されている(条例第2条第2号)。そして、公文書の公開を請求する権利の内容は、条例が具体的に定めており、請求の対象は、公文書であるとされている(条例第5条)。そのため、実施機関が公文書を保有していることが、公開請求権の成立要件であり、公開請求の対象とされた公文書を実施機関が保有していないことを理由とする公文書非公開決定の審査請求においては、決定の取消しを求める者が、当該非公開決定時に当該実施機関が当該公文書を

保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。

本件においては、審査請求人は、対象文書以外に公開されていない公文書が具体的に存在することを推認させる事実を主張立証しているとまではいえない。そのため、対象文書の特定に誤りがあるとまでは、認められない。

4 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとまでは認められず、対象文書につき、非公開とした部分のうち、別紙3記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第2号、第6号又は第7号には該当しないから公開すべきであると判断した。

(第1部会)

委員（会長） 松村享

委員（会長職務代理者） 赤本優

委員 河邊伸泰

委員 見目喜重

(別紙1) 公文書公開請求書における「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の内容と公文書一部公開決定通知書における「公文書の件名」の内容

公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
多目的屋内施設（新アリーナ）または豊橋公園に関する以下一切の記録及び文書のうち過去2年分（※メールなど電磁的記録を含む） <ul style="list-style-type: none">・打合せや会議の記録及び文書（市役所内外とも）・市長を含む出張の記録及び文書 令和4年5月31日付け（1通）、6月20日付け（1通）及び7月21日付け（2通）の公文書公開請求で公開された文書との重複は除く。

公文書の件名
多目的屋内施設（新アリーナ）または豊橋公園に関する以下一切の記録及び文書のうち過去2年分（※メールなど電磁的記録を含む） <ul style="list-style-type: none">・打合せ会議の記録及び文書（市役所内外とも）・市長を含む出張の記録及び文書 令和4年5月31日付け（1通）、6月20日付け（1通）及び7月21日付け（2通）の公文書公開請求で公開された文書との重複は除く。
但し、「打合せや会議の記録及び文書（市役所内外とも）」に関しては、多目的屋内施設（新アリーナ）と一切関係のない豊橋公園に関する公文書のうち、以下に該当する公文書を除いてもよい。豊橋公園内の再整備や、豊橋公園内が対象となる法令や規制（建築物等）に関する公文書は除かない。 <ul style="list-style-type: none">・豊橋公園内の豊橋市史跡指定エリアに関するもの・豊橋公園の指定管理の業務に関するもの

- ・ 豊橋公園の維持管理に関するもの（修繕、工事、委託など）
- ・ 豊橋公園内でのイベント、大会に関するもの（後援事業含む）
- ・ 児童遊園に関するもの
- ・ 豊橋公園の苦情に関するもの
- ・ 豊橋市民プールに関するもの
- ・ 豊橋公園内のモニュメントに関するもの

(別紙 2 - 1) 対象文書

対象文書の名称
<p>① 職員の出張に係る旅行命令書一式及び旅費支出書類一式</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和 3 年 8 月 23 日名古屋市出張分・ 令和 3 年 11 月 8 日福山市出張分・ 令和 3 年 11 月 17 日名古屋市出張分・ 令和 3 年 11 月 22 日横浜市出張分・ 令和 3 年 12 月 2 日東京都出張分・ 令和 3 年 12 月 3 日静岡市及び東京都出張分・ 令和 4 年 5 月 20 日名古屋市及び日進市出張分・ 令和 4 年 5 月 26 日名古屋市出張分・ 令和 4 年 6 月 1 日東京都出張分・ 令和 4 年 6 月 27 日東京都出張分 <p>② 多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査委託業務議事録</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第 3 回打合せ分 (令和 2 年 8 月 24 日開催分)・ 第 4 回打合せ分 (令和 2 年 8 月 28 日開催分)・ 第 5 回打合せ分 (令和 2 年 9 月 8 日開催分)・ 豊橋市体育協会協議 (令和 2 年 9 月 8 日開催分)・ 第 6 回打合せ分 (令和 2 年 9 月 15 日開催分)・ 第 7 回打合せ分 (令和 2 年 9 月 24 日開催分)・ 第 8 回打合せ分 (令和 2 年 10 月 8 日開催分)・ 第 9 回打合せ分 (令和 2 年 10 月 20 日開催分)・ 第 10 回打合せ分 (令和 2 年 11 月 2 日開催分)・ 第 11 回打合せ分 (令和 2 年 11 月 13 日開催分)・ 第 12 回打合せ分 (令和 2 年 11 月 20 日開催分)・ 第 13 回打合せ分 (令和 2 年 11 月 30 日開催分)

- ・ 第 14 回打合せ分（令和 2 年 12 月 4 日開催分）
 - ・ 第 15 回打合せ分（令和 2 年 12 月 8 日開催分）
 - ・ 第 16 回打合せ分（令和 2 年 12 月 10 日開催分）
 - ・ 第 17 回打合せ分（令和 2 年 12 月 14 日開催分）
- ③ 令和 2 年度 第 1 回 多目的屋内施設検討会議議事録（令和 2 年 11 月 27 日開催分）
- ④ 政策会議、多目的屋内施設検討会議、PFI 推進会議会議録（令和 4 年 5 月 17 日開催）
- ⑤ ■多目的屋内施設整備検討スケジュール案（R 4. 5）
- ⑥ P F I 導入対象事業検討調書
- ⑦ 多目的屋内施設検討会議議事録（令和 4 年 6 月 29 日開催）
- ⑧ プレサマーレビュー要旨（令和 3 年 5 月 10 日開催）
- ⑨ サマーレビュー要旨（令和 3 年 8 月 3 日開催）
- ⑩ 調整会議資料（令和 4 年 5 月 2 5 日開催）
- ・ 議事メモ
 - ・ 「豊橋公園の名称変更について」と題する文書
 - ・ 「豊橋公園の新しい名称を募集します！」と題する文書
 - ・ 豊橋公園名称変更全体スケジュール（2022. 2. 22 現在）
 - ・ 豊橋公園の新しい名称庁内決定の流れ
 - ・ 協議調書
 - ・ 豊橋公園名称変更全体スケジュール（2022. 5. 25）
 - ・ 豊橋公園の新しい名称の庁内決定流れ（案）（R4. 5. 25）
- ⑪ 第 1 回豊橋公園の新しい名称候補検討委員会資料（令和 4 年 6 月 29 日開催）
- ・ 次第
 - ・ 委員名簿

- ・「応募結果と審査の流れについて」と題する文書
- ・「選定の参考資料」と題する文書
- ・各委員からの提案まとめ
- ・議事録

⑫ 豊橋公園の用途制限緩和についての国交省との打ち合わせに関する記録

- ・職員の出張に係る旅行命令書一式及び旅費支出書類一式
- ・打合せ記録
- ・条例案
- ・条例説明資料
- ・図面 1
- ・図面 2

⑬ 横浜アリーナ視察訪問の打合せ記録（令和 3 年 11 月 22 日開催）

(別紙2-2) 対象文書のうち、非公開とした部分

ア：「①職員の出張に係る旅行命令書一式及び旅費支出書類一式」

対象文書の詳細	非公開とした部分
支出負担行為兼支出命令書	・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人
2021年12月2日のアリーナ整備についての打合せ	・場所（「東京都」の記載を除く）及び訪問先

イ：「②多目的屋内施設基本計画策定に向けた基礎調査委託業務議事録」

対象文書の詳細	非公開とした部分
各回の議事録	・委託先企業及び建設コンサルタントの従業員氏名 ・豊橋市体育協会関係者氏名 ・議事内容の各部

ウ：「③令和2年度 第1回 多目的屋内施設検討会議議事録（令和2年11月27日開催分）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
議事録	・「発言内容」欄の発言部分の各部

エ：「④政策会議、多目的屋内施設検討会議、PFI推進会議（令和4年5月17日開催）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
議事録	・「発言内容」欄の「(1) 多目的屋内施設関連市場調査中間報告書について」「(中間報告書案説明)」「(スケジュール説明)」以外の記載

オ：「⑤■多目的屋内施設整備検討スケジュール案（R4.5）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
スケジュール案	・タイトルを除く全面

カ：「⑥PFI導入対象事業検討調書」

対象文書の詳細	非公開とした部分
PFI導入対象事業検討調書	・全面

キ：「⑦多目的屋内施設検討会議議事録（令和4年6月29日開催）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
議事録	・「発言内容」欄の「（1）多目的屋内施設関連市場調査報告書について」及び「（報告書案説明）」以外の記載

ク：「⑧プレサマーレビュー要旨（令和3年5月10日開催）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
会議録	・「説明要旨」欄の記載 ・「一意見交換要旨」の「✓アリーナ」、「✓ファシリティ」、「✓文化会館」、「✓図書館」及び「✓オーケストラキャンプ」の記載

ケ：「⑨サマーレビュー要旨（令和3年8月3日開催）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
会議録	<ul style="list-style-type: none"> ・「一意見交換要旨」の「<input checked="" type="checkbox"/>アイプラザ豊橋管理事業」、「<input checked="" type="checkbox"/>特定天井の整備」、「<input checked="" type="checkbox"/>スポーツ活動推進事業費」、「<input checked="" type="checkbox"/>計画的なスポーツ施設改修・整備推進事業」及び「<input checked="" type="checkbox"/>中央図書館事業費、施設管理費」の記載

コ：「⑩調整会議資料（令和4年5月25日開催）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
議事メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・「内容」欄の記載 ・2頁目下向き矢印の下の記載
「豊橋公園の名称変更について」と題する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・「<input checked="" type="checkbox"/>決定方法（案）」の記載 ・「<input checked="" type="checkbox"/>名称変更の手法（案）」の記載 ・「<input checked="" type="checkbox"/>名称変更の時期」の記載
「豊橋公園の新しい名称を募集します！」と題する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・「募集から決定について」の「名称例」についての記載
豊橋公園名称変更全体スケジュール（2022.2.22現在）	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル横の記載 ・「令和4年度」の列の記載
豊橋公園の新しい名称庁内決定の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ目の下向き矢印の下の記載
協議調書	<ul style="list-style-type: none"> ・「協議理由」欄、「背景・経緯」欄、「対応策」欄、「関係者との調整事項」欄、「問題点」欄、

	「関係部課長の意見」欄及び「方針決定期限及び理由」欄の記載
豊橋公園名称変更全体スケジュール（2022.5.25現在）	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル横の記載 ・「令和4年度」の列の記載
豊橋公園の新しい名称の庁内決定流れ（案）（R4.5.25）	<ul style="list-style-type: none"> ・「目的」欄の下の欄の記載全て ・「全体の流れ」欄の2つ目の右向き矢印より右側の記載

サ：「⑩第1回豊橋公園の新しい名称候補検討委員会資料（令和4年6月29日開催）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
委員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の氏名（「行政」の委員を除く）
「応募結果と審査の流れについて」と題する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・「（2）審査の流れ」の記載
各委員からの提案まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・「名称案」列、「提案数」列、「応募数」列及び「提案委員の理由と意見」列の記載 ・「2. 全体意見」の記載
議事録	<ul style="list-style-type: none"> ・委員氏名 ・委員長及び委員並びに事務局の発言の一部

シ：「⑫豊橋公園の用途制限緩和についての国交省との打ち合わせに関する記録」

対象文書の詳細	非公開とした部分
旅行命令書及び支出負担行為兼支出命令書	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人 ・支出負担行為兼支出命令書の「件名等」欄の打合せ目的についての記載 ・旅行命令書の「旅行先及び用務」欄の打合せ目的についての記載
打合せ記録	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル横の記載 ・「内容」欄の記載の一部 ・〈今回の趣旨〉、〈協議結果〉、〈主な意見〉の記載
条例案	・全面
条例案説明資料	・全面（日付を除く）
図面 1	・全面（タイトルを含む）
図面 2	・全面（タイトルを含む）

ス：「⑬横浜アリーナ視察訪問の打合せ記録（令和 3 年 11 月 22 日開催）」

対象文書の詳細	非公開とした部分
議事録	・「出席者」欄の訪問先企業の従業員氏名

(別紙3) 条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に該当するため非公開とする部分

以下、「非公開とした理由」欄において、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」(第1号)を①、「法人の正当な利益を害するおそれがあるため」(第2号)を②、「率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため」(第6号)を⑥、「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」(第7号)を⑦と記載する。

ア：「①職員の出張に係る旅行命令書一式及び旅費支出書類一式」

非公開とした部分	非公開とした理由	
支出負担行為兼支出命令書 ・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人	①	職員個人の口座に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため。
令和3年12月2日東京都出張の「アリーナ整備についての打合せ」と題する文書 ・「□場所」欄の記載（「東京都」の記載を除く）及び「□訪問先」欄の記載	②⑦	アリーナ建設に係る計画や事業は、市民が高い関心を有する事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在するものと考えられるから、訪問先の名称や場所が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、訪問先である民間事業者に接触したり、接触をおそれ、対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られなかったりするおそれがあるため

イ：「②多目的屋内施設基本計画策定に向けた基礎調査委託業務議事録」

非公開とした部分	非公開とした理由	
各日の会議録	①	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものにあたるため
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先企業及び建設コンサルタントの従業員氏名 ・豊橋市体育協会関係者氏名 		

ウ：「③令和2年度 第1回 多目的屋内施設検討会議議事録（令和2年11月27日開催分）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
議事録	⑦	多目的屋内施設についての課題や方針が議題であるから、公開されると、同種の会議において、率直な意見交換が困難となり、市の適正な事務事業の遂行に支障が生じるおそれがあるため
<ul style="list-style-type: none"> ・「発言内容」欄の1頁目7行目から3頁目17頁目まで 		

エ：「④政策会議、多目的屋内施設検討会議、PFI推進会議（令和4年5月17日開催）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
議事録	⑦	多目的屋内施設についての課題や方針が議題であるから、公開されると、同種の会議において、率直な意見交換が困難となり、市の適正な事務事業の遂行に支障が生じるおそれがあるため
<ul style="list-style-type: none"> ・「（1）多目的屋内施設関連市場調査中間報告書について」、「（中間報告書説明）」 		

及び「(スケジュール説明)」 の各記載を除く部分		るため
-----------------------------	--	-----

オ：「⑤■多目的屋内施設整備検討スケジュール案（R4.5）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
スケジュール	①	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものにあたるため
・5項目中、第4項目の2つある四角で囲われた部分の右側の記載中、左列上から3つ目の・の記載全て		

カ：「⑥PFI導入対象事業検討調書」

非公開とした部分	非公開とした理由	
PFI導入対象事業検討調書	⑦	豊橋公園東側エリア整備・運営事業では、公園施設の配置も入札予定事業者の提案対象となっているから、市が文書作成当時に想定していた施設の配置図が公開されると、記載されている配置を市が望ましいと考えているとの誤解や憶測が生じ、公平公正な入札業務の遂行の妨げとなって、市の適正な事業の遂行に支障を生じるおそれがあるため PFI手法を採用した場合の積算根拠となる金額並びにVFM積算に
・1頁目、施設の配置図及び図の横の記載 ・2頁目、3列目1行目記載中、金額部分 ・4頁目、3列目1行目記載中、一番下の項目のかっこ書き部分 ・5頁目、図表		

	<p>関する項目及び項目に係る数値が記載されており、公にされると、事前公表されていない予定価格が類推され、公平な入札業務が実施できなくなるおそれがあるため</p> <p>導入検討段階での計算が公になると、面積や単価から割り返すことにより、VFMの積算根拠が類推され、特定の事業者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、併せて、適正な入札価格や提案内容を踏まえた契約が困難となり、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがあるため</p>
--	--

キ：「⑦多目的屋内施設検討会議議事録（令和4年6月29日開催）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>会議録</p> <p>・「発言内容」欄の（報告書案説明）の次の記載以下全ての記載</p>	⑦	<p>多目的屋内施設についての課題や方針が議題であるから、公開されると、同種の会議において、率直な意見交換が困難となり、市の適正な事務事業の遂行に支障が生じるおそれがあるため</p>

ク：「⑧プレサマーレビュー要旨（令和3年5月10日開催）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>議事録</p> <p>・「説明要旨」欄の記載、「一意見交換要旨」の「<input checked="" type="checkbox"/>アリーナ」、「<input checked="" type="checkbox"/>ファシリティ」、「<input checked="" type="checkbox"/>文化会館」、「<input checked="" type="checkbox"/>図書館」及び「<input checked="" type="checkbox"/>オーケストラキャンプ」の記載</p>	⑥⑦	<p>様々な事業について話し合われており、議題の範囲は幅広く、中長期的な視野に立った発言がなされていることから、公開されると、不確定な議論や意見が公となり、意思決定に対する誤解が生じることをおそれる出席者が、率直な意見交換を躊躇し、市の適正な事業に支障を生じるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p>

ケ：「⑨サマーレビュー要旨（令和3年8月3日開催）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>会議録</p> <p>・「一意見交換要旨」の「<input checked="" type="checkbox"/>アイプラザ豊橋管理事業」、「<input checked="" type="checkbox"/>特定天井の整備」、「<input checked="" type="checkbox"/>スポーツ活動推進事業費」、「<input checked="" type="checkbox"/>計画的なスポーツ施設改修・整備推進事業」及び「<input checked="" type="checkbox"/>中央図書館事業費、施設管理費」の記載</p>	⑥⑦	<p>様々な事業について話し合われており、議題の範囲は幅広く、中長期的な視野に立った発言がなされていることから、公開されると、不確定な議論や意見が公となり、意思決定に対する誤解が生じることをおそれる出席者が、率直な意見交換を躊躇し、市の適正な事業に支障を生じるおそれや、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p>

コ：「⑩調整会議資料（令和4年5月25日開催）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
議事メモ	⑥⑦	公表されると、計画や事業に関心を有する者が、関係者に接触したり、接触をおそれた関係者が回答を躊躇したりする等して、率直な意見交換が妨げられたり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
・「内容」欄の記載及び下向き矢印の下の記載		
「豊橋公園の名称変更について」と題する文書	⑥⑦	同上
・「■決定方法（案）」、「■名称変更の手法（案）」及び「■名称変更の時期」の記載		
豊橋公園名称変更全体スケジュール（2022.2.22 現在）	⑥⑦	同上
・タイトル横の記載及び令和4年度の記載		
豊橋公園の新しい名称庁内決定の流れ	⑥⑦	同上
・2つ目の下向き矢印以下の記載		
協議調書	⑥⑦	同上

<ul style="list-style-type: none"> ・「協議理由」欄、「背景・経緯」欄、「対応策」欄、「関係者との調整事項」欄、「問題点」欄、「関係部課長の意見」欄及び「方針決定期限及び理由」欄の記載 		
<ul style="list-style-type: none"> 豊橋公園名称変更全体スケジュール（2022.5.25） 	⑥⑦	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・タイトル横の記載及び令和4年度の記載 		
<ul style="list-style-type: none"> 豊橋公園の新しい名称の庁内決定流れ（案）（R4.5.25） 	⑥⑦	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・「目的」欄の下の欄の記載全て及び「全体の流れ」欄の2つ目の右向き矢印より右側の記載 		

サ：「⑩第1回豊橋公園の新しい名称候補検討委員会資料（令和4年6月29日開催）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
委員名簿	⑥⑦	検討委員会は非公開とすることが決定されており、傍聴者はいない会議であったことから、公表されると、計

<p>・委員の氏名（「行政」の委員を除く）</p>		<p>画や事業に関心を有する者が、関係者に接触したり、接触をおそれた委員等が回答を躊躇したりする等して、率直な意見交換が妨げられたり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p>
<p>「応募結果と審査の流れについて」と題する文書</p>	<p>⑥⑦</p>	<p>豊橋公園の名称変更に関するものであって、市民が高い関心を有する事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在するものと考えられる上、変更の可否も含めて、方向性が明確である状況であるとはいえないから、公表されると、計画や事業に関心を有する者が、委員等の関係者に接触したり、接触をおそれて、今後情報交換を行おうとする際に、関係者が回答を躊躇したりする等して、率直な意見交換が妨げられたり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため</p>
<p>・「（２）審査の流れ」の記載</p>		
<p>各委員からの提案まとめ</p>	<p>⑥⑦</p>	<p>同上</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・「名称案」列、「提案数」列、「応募数」列及び「提案委員の理由と意見」列の記載 ・「2. 全体意見」の記載 		
<p>議事録</p>	⑥⑦	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・委員氏名 ・「(3) 応募結果と審査の流れについて【資料5】」に関する2頁上から8行目から11行目まで及び13行目から19行目まで ・「(4) 各委員からの提案まとめ【資料6】」に関する2頁上から2行目から4頁下から7行目まで ・「(4) 各委員からの提案まとめ【資料6】」に関する5頁上から8行目から11行目まで、14行目から25行目まで及び31行目から36行目まで ・「(4) 各委員からの提案まとめ【資料6】」に関する6頁上から1行目、11行目から36行目まで 		

<p>・「(4) 各委員からの提案まとめ【資料6】」に関する7頁上から1行目、8行目から11行目まで、14行目から21行目まで及び25行目</p>		
---	--	--

シ：「⑫豊橋公園の用途制限緩和についての国交省との打ち合わせに関する記録」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>支出負担行為兼支出命令書</p>	①	<p>職員個人の口座に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p>
<p>・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人</p>		
<p>打合せ記録</p>	⑥⑦	<p>国交省職員は、豊橋市に限らず、今後も他の行政機関や地方公共団体等と協議を行い、法令の適用や、事業の進め方について、意見を述べたり、助言を行ったりすることがあるから、どの手法を採用するか未定の状態で述べた意見や助言が事後に公表されるとなると、国交省が未定の手法について後押ししたような誤解を招き、そのような誤解に基づく批判をおそれ、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため</p>
<p>・〈今回の趣旨〉、〈協議結果〉及び〈主な意見〉の記載</p>		

		国交省との間で率直な意見の交換を行うことができなくなる結果、有用な意見や助言を取得することが困難となり、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるため
--	--	---

ス：「⑬横浜アリーナ視察訪問の打合せ記録（令和3年11月22日開催）」

非公開とした部分	非公開とした理由	
打合せ記録	①	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものにあたるため
・打合せ相手の従業員の氏名		

注 上記各表の行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。また、上記各表の文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も一文字と数え、空白部分を数えない。

行末は当該行の最後の文字を指し、文末は当該文章の最後の文字を指す。「行末(文末)から○文字目」等の記載においては、行末又は文末も一文字と数える。また、「○個目の～」「○つ目の～」といった記載があるときは、上から順番に数える。